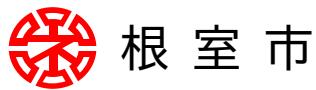


根室市耐震改修促進計画

(第4次)

(案)

令和8年 月



目次

第1章 計画の目的等

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

第2章 根室市における想定地震と被害予測

1. これまでの地震被害	3
2. 地震被害想定の対象地震	4
3. 想定地震による被害予測	5

第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

1. 住宅・建築物の耐震化の現状	7
2. 住宅・建築物の耐震化の目標	9

第4章 住宅・建築物の耐震化の促進に向けた基本的な取組方針

1. 耐震化の促進に向けた基本的な考え方	10
2. 耐震化の促進に向けた各主体の役割	10
3. 地震時に通行を確保すべき道路	11

第5章 住宅・建築物の耐震化の促進に向けた施策

1. 耐震診断・改修等に係る相談窓口の充実	12
2. パンフレットやホームページを活用した普及啓発	12
3. 耐震診断・改修技術者についての情報提供	13
4. リフォームにあわせた耐震改修の普及啓発	13
5. 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進	13
6. 住宅の耐震改修に係る費用の助成	13
7. 木造住宅の無料耐震診断の実施	13
8. 多数利用建築物の耐震化の促進	14
9. 地震時の総合的な安全対策	14
10. 町内会等との連携	15
11. 耐震診断・改修技術講習会等の情報提供	15
12. 建築関連事業者の人材育成や技術力向上	15

第6章 耐震改修促進法等に基づく指導・助言等に関する事項

1. 耐震改修促進法に基づく指導等	16
2. 建築基準法による勧告等	16

第1章 計画の目的等

1 背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が失われ、このうち地震による直接的な死者数は、5,502人ですが、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものであったと考えられています。

国では、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定され、その後、平成18年に耐震改修促進法が改正され、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、都道府県に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「耐震改修促進計画」という。）の策定が義務付けられました。また、市町村においても、地域の実情に応じた施策を講じることが重要であるとして、耐震改修促進計画の策定が努力義務として規定されました。

のことから、根室市では、平成20年に「根室市耐震改修促進計画」を策定し、平成29年及び令和3年に見直し、本市における住宅や建築物の耐震化の着実な促進を図ることとしたところです。

近年においては、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部を震源とする地震、令和6年の能登半島地震などの大地震が発生しており、北海道においても、平成30年9月の胆振東部地震では、最大震度7を観測するなど、これまでに経験したことがない大規模地震に見舞われ、多くの被害を受けました。

また、「千島海溝沿いの地震活動の長期評価」において、巨大地震の発生確率が80%程度、M8.8（マグニチュード8.8の意。以下同様）程度以上の大地震の発生も指摘されており、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」など、大地震はいつ発生してもおかしくない状況にあることから、地震による建築物の倒壊などの被害や、これに起因する生命、身体、財産に対する被害が想定され、これを未然に防止するために、住宅や建築物の耐震化を早期に進める必要があります。

こうした状況を踏まえた中で、「北海道耐震改修促進計画」が見直されたことから、本市においても、引き続き地震による被害の軽減を図り、市民の誰もが安全で安心な生活を確保するため、住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として「根室市耐震改修促進計画（第4次）」を策定するものです。

本計画は、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール1（貧困をなくそう）、ゴール11（住み続けられるまちづくりを）、ゴール13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。



災害からの脆弱性
を軽減する。



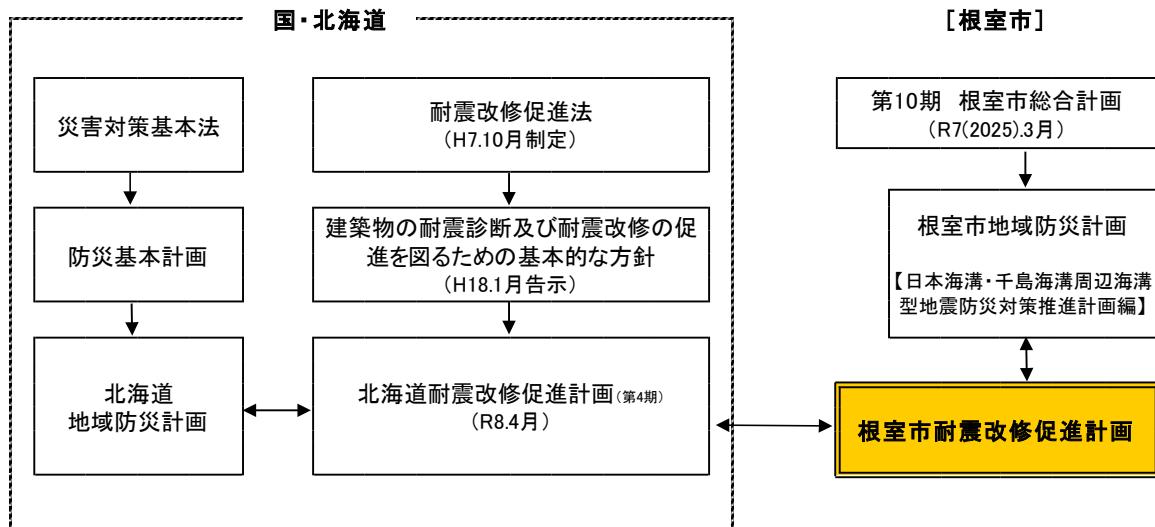
災害による被災者
数等を大幅に削減
する。



自然災害に対する強
靭性等を強化する。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づき、「国の基本方針」や「北海道耐震改修促進計画（令和8年4月）」を踏まえるとともに、第10期根室市総合計画などの上位計画や関連計画との整合を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画における目標年度に合わせ、令和17年度までとします。

第2章 根室市における想定地震と被害予測

1 これまでの地震被害

発生年月日 地震災害名	規模 (M)	震度	種別	被害状況
天保14年3月26日 (1843年) 十勝沖地震	7.5	不明	地震 津波	06時頃、国後、根室、厚岸、釧路地方大地震の津波のため水死46名、家破壊75戸、船舶破損61隻。
明治27年3月22日 (1894年)	7.9	5~6	地震	市街道路60~90mさける。落石、納沙布2灯台ランプレンス破損。
昭和48年6月17日 (1973年) 根室半島沖地震 (震源地)根室半島南東沖	7.4	5	地震 津波	重傷3名、軽傷19名、住宅全壊2戸、一部破損5,034戸、津波による床上浸水61戸外、水産港湾、商工農業その他被害額1,897百万円。
平成5年1月15日 (1993年)20時06分 釧路沖地震 (震源地)釧路沖	7.8	4	地震	軽傷11名、住家一部破損130棟、商工業被害83件、水産被害11件、学校破損13校など被害額407百万円。 厚床、歯舞で断水。歯舞、厚床の一部、敷島町の一部2,152戸が停電。
平成6年10月4日 (1994年)22時23分 北海道東方沖地震 (震源地)北海道東方沖	8.2	5	地震 津波	重傷8名、軽傷42名、住家全壊17棟、半壊271棟、一部破損1,533棟、床上浸水2棟、漁船破損12隻などの水産被害、道路亀裂等58ヵ所などの土木被害、港湾1港区、漁港10港の破損、商工業被害501件などの被害総額17,865百万円。 沿岸住民に避難勧告。火災1件発生(部分焼)別当賀、初田牛、西厚床の一部で停電。市内全域9,450世帯で断水。JR花咲線根室～厚床間が11月2日まで不通。
平成12年1月28日 (2000年)23時21分 (震源地)根室半島南東沖	7.0	4	地震	軽傷2名、公共施設及びその他施設の被害なし。
平成15年9月26日 (2003年)04時50分 平成15年十勝沖地震 (震源地)十勝沖	8.0	4	地震 津波	花咲港における津波到着時刻等 05時27分、最大波0.9m。 軽傷4名、住宅被害18件、港湾1港区11件、商工、学校施設など計122件。被害額177,954千円。 JR花咲線根室～厚床間29日まで運休。 落石・光洋町地区住民の26世帯92名が自主避難。
平成16年11月29日 (2004年)03時32分 (震源地)釧路沖	7.1	4	地震 津波	花咲港における津波到着時刻等 03時54分、最大波0.1m(04時3分) 重傷者3名、軽傷者1名、港湾被害など計61件。被害額354百万円。
平成16年12月6日 (2004年)23時15分 (震源地)釧路沖	6.9	4	地震	軽傷者1名、物的被害5件。被害額27千円。
平成19年1月13日 (2007年)13時24分頃 (震源地)千島列島東方 (北西太平洋)	8.2	3	地震 津波	被害等なし。 花咲港における津波到着時刻等 14時38分、最大波0.2m(16時33分) 沿岸31地区に避難勧告発令(3,310世帯 9,206人対象)避難人数約800人
平成25年2月2日 (2013年)23時17分頃 (震源地)十勝地方南部	6.5	5強	地震	厚床で震度5強を観測。 負傷者1名、公共施設に外壁が剥がれるなどの被害
平成30年9月6日 (2017年)3時7分頃 (震源地)胆振地方中東部	6.7	3	地震	地震の影響で北海道全域で停電が発生。 公共交通機関は全て運休、市内小中学校も臨時休校。 農業被害(牛乳)492t、商工被害51件、被害額89,260千円

※根室市地域防災計画《資料編》より抜粋

2 地震被害想定の対象地震

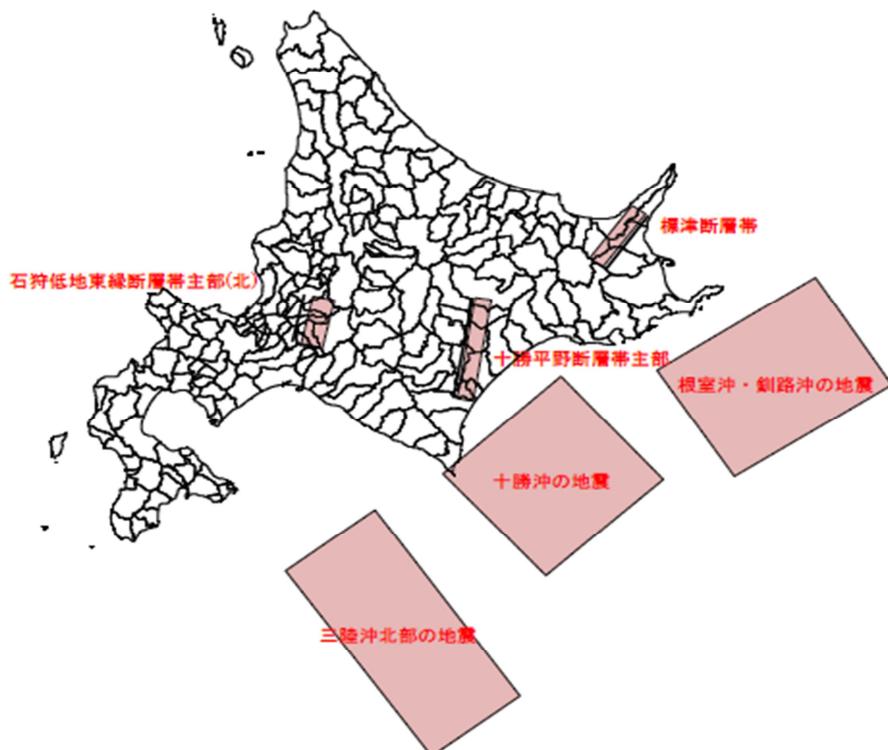
北海道地域防災計画では、北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近で発生する海溝型地震と、陸地で発生する内陸型地震の大きく2つに分けて想定されております。

そのうち、本市において被害を及ぼすと考えられる海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と平成5年の釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなると考えられており、根室沖、釧路沖及び十勝沖での地震活動は極めて多く、これまでも平成6年の北海道東方沖地震などM8クラスをはじめ、M7クラスの大地震による被害が発生しています。

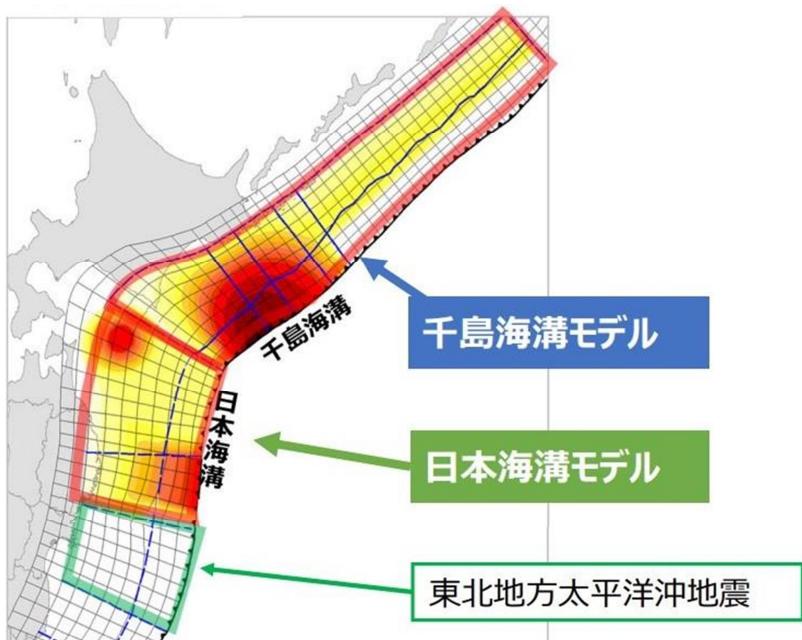
このような実情を踏まえ、本計画において想定する地震は、根室市地域防災計画に記載されているとおりM8クラスの巨大地震を「根室沖・釧路沖」の地震とします。

また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において、本市で最も被害が大きいと想定されている「千島海溝モデル」の地震とします。

[根室市が影響を受ける想定地震]

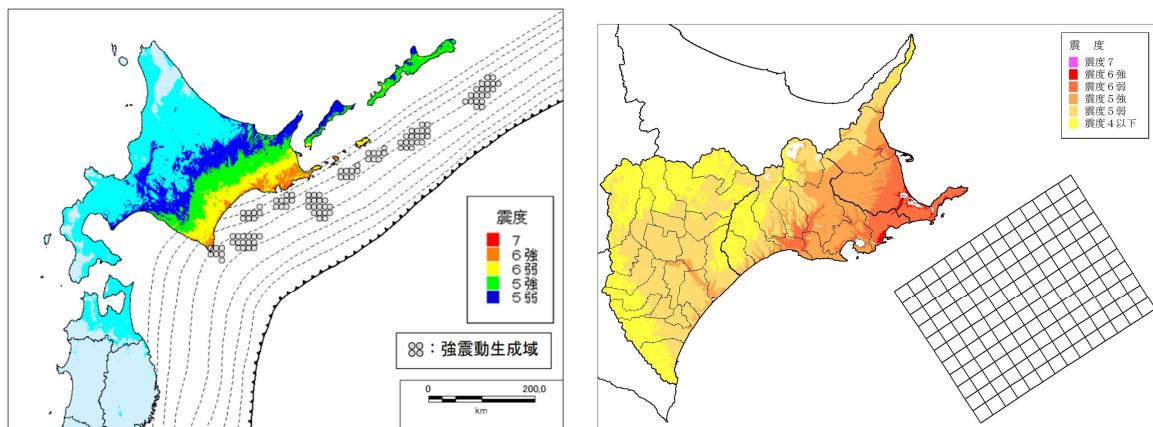


[地震被害想定等調査結果報告書（北海道総務部危機対策局 H30.2月）抜粋]



[日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道総務部危機対策局 R4 年）抜粋]

3 想定地震による被害予測



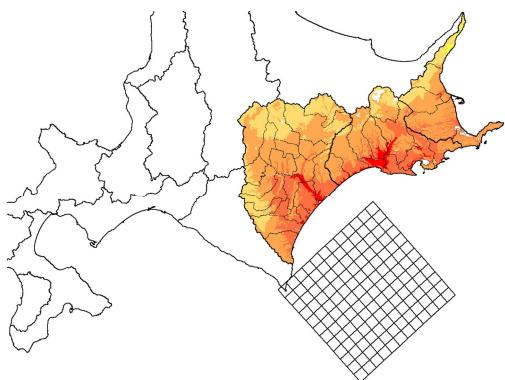
想定震度分布（根室沖・釧路沖の地震）

建築物被害予測（千島海溝モデル巨大地震）

建物被害(揺れ)全壊棟数		
夏・昼	冬・夕	冬・深夜
380	720	720

建築物被害予測（根室沖・釧路沖の地震）

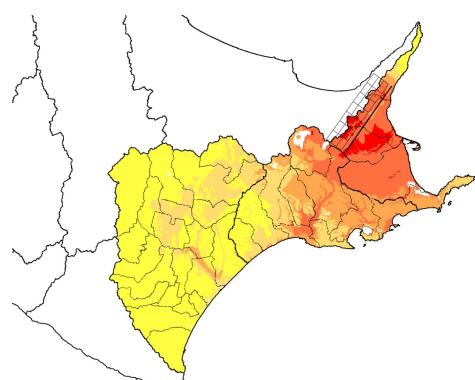
震度 (最大)	建物被害	
	全壊棟数	半壊棟数
6.3	40	223



想定震度分布（十勝沖の地震）

建築物被害予測（十勝沖の地震）

震度 (最大)	建物被害	
	全壊棟数	半壊棟数
5.9	9	48



想定震度分布（標津断層帯の地震）

建築物被害予測（標津断層帯の地震）

震度 (最大)	建物被害	
	全壊棟数	半壊棟数
5.8	4	15

[地震被害想定等調査結果報告書（北海道総務部危機対策局 H30.2月）抜粋]

[日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道総務部危機対策局 R4年）抜粋]

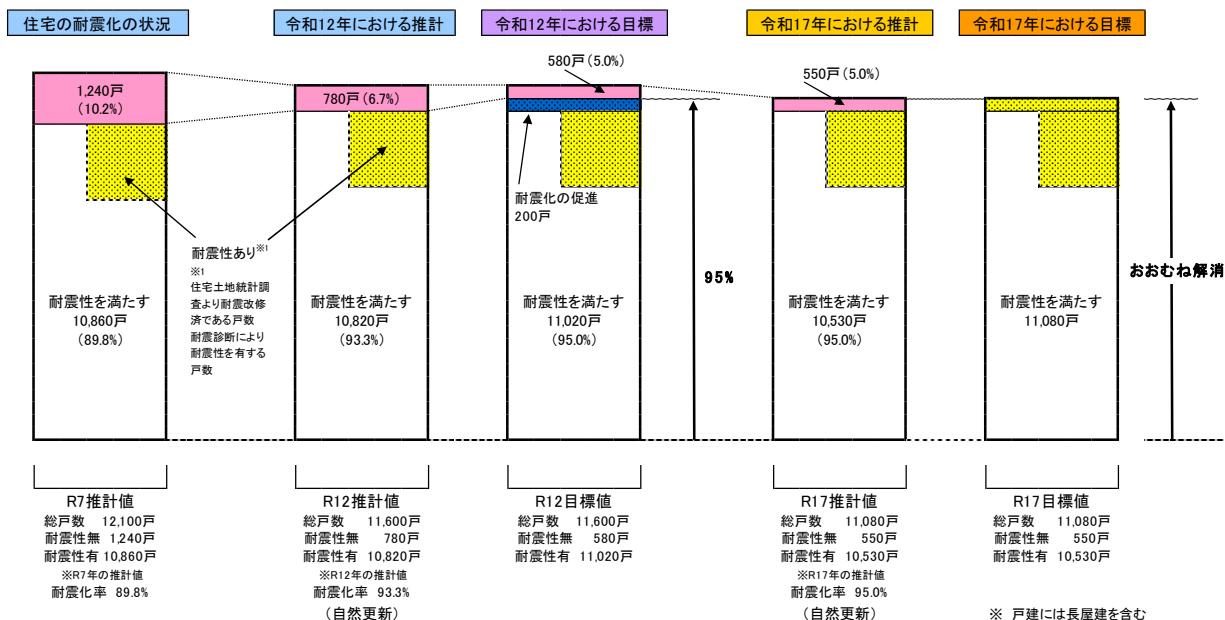
第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

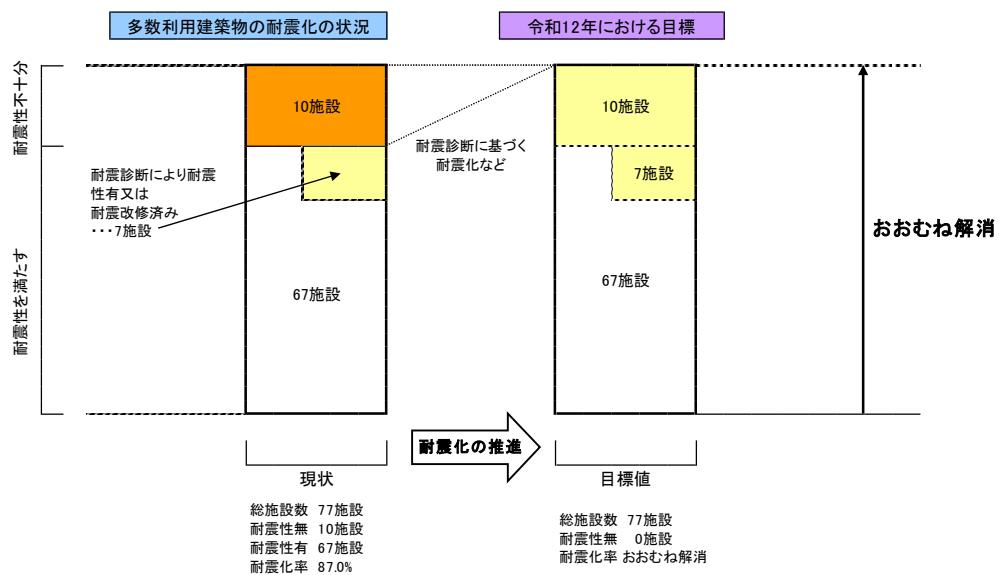
1 住宅・建築物の耐震化の現状

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）の結果から、令和7年の耐震化率を推計しますと、住宅においては、住宅総数約12,100戸のうち、約10,860戸が耐震性を確保していると推定され、耐震化率は89.8%となっています。

一方、耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）は、77施設で昭和57年以降に建設された施設が60施設、昭和56年以前に建設された施設が17施設となっています。そのうち7施設において、耐震診断により耐震性を有しているもの又は耐震改修された施設となっており、これらを勘案した現状の耐震化率は87.0%となっています。

また、多数利用建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）では、耐震化率は90.0%となっており、北海道が耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定で指定する要安全確認計画記載建築物での耐震化率は100%となっています。





[公共建築物の耐震化の現状]

本市が保有する公共建築物のうち、多数利用建築物（耐震診断義務付け対象建築物含む）は、27施設で昭和57年以降に建設された施設が16施設、昭和56年以前に建設された施設が11施設となっています。そのうち、6施設において耐震化が図られ、これらを勘案した現状の耐震化率は81.5%となっています。

また、耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物）及び要安全確認計画記載建築物の耐震化率は100%となっています。

建築物の種類	総数 A=B+C	昭和57年 以降建築 B	昭和56年 以前建築 C			耐震化率 $F=(B+E)/A$
				耐震診断 実施数 D	耐震性が確認 された建築物数 E	
保育所	1	1	0	0	0	100.0%
学校	11	5	6	6	6	100.0%
体育館	1	0	1	1	0	0.0%
病院	1	1	0	0	0	100.0%
共同住宅	8	8	0	0	0	100.0%
庁舎	1	1	0	0	0	100.0%
図書館	1	0	1	1	0	0.0%
その他	3	0	3	3	0	0.0%
合計	27	16	11	11	6	81.5%

[多数利用建築物（市有公共建築物）のうち耐震診断義務付け対象建築物の現状]

建築物の種類	総数 A=B+C	昭和57年 以降建築 B	昭和56年 以前建築 C			耐震化率 $F=(B+E)/A$
				耐震診断 実施数 D	耐震性が確認 された建築物数 E	
学校	5	0	5	5	5	100.0%
病院	1	1	0	0	0	100.0%

〔耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数利用建築物となる要件〕

用　　途		多数の者が利用する建築物	耐震診断義務付け対象建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,000m ² 以上	階数2以上かつ 3,000m ² 以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000m ² 以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000m ² 以上	階数1以上かつ 5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所			階数3以上かつ 5,000m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ 5,000m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000m ² 以上	階数2以上かつ 5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携認定こども園、保育所		階数2以上かつ 500m ² 以上	階数2以上かつ 1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			階数3以上かつ 5,000m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ 1,000m ² 以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ 5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

2 住宅・建築物の耐震化の目標

国の基本方針や北海道の目標値を踏まえ、本計画においても、住宅の耐震化率については、令和12年度までに『95%』にすることを目標とするとともに、令和17年度までには耐震性の不十分な住宅を『おおむね解消』することを目標とします。

また、多数利用建築物並びに耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、令和12年度までに耐震性の不十分な建築物を『おおむね解消』することを目標とします。

第4章 住宅・建築物の耐震化の促進に向けた基本的な取組方針

1 耐震化の促進に向けた基本的な考え方

建築物は、人の生活の中心となる場であり、また、都市を構成する重要な要素の一つであることから、耐震化を促進していくためには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

本市においては、住宅・建築物の所有者等が、耐震化に向けた取り組みを実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

2 耐震化の促進に向けた各主体の役割

住宅・建築物の耐震化を推進していくためには、建築物の所有者、建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向けて、市の役割のほか、建築物の所有者及び建築関連事業者が各自の役割を果たすことが求められます。

(1) 建築物所有者の役割

住宅・建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路に及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題としてのみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

(2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、建築物を通じて市民の生命や生活基盤の保全に重要な関わりを持って事業活動を行っていることを再認識し、設計、建設、販売、管理等の各段階において、建築物の安全性、品質、性能を確保し、事業活動を行うにあたっては、建築物の安全性に関する情報提供を行うなど、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

また、他の改修工事に併せた耐震改修など、建築物の所有者に耐震化の重要性を伝えることが期待されます。

(3) 市の役割

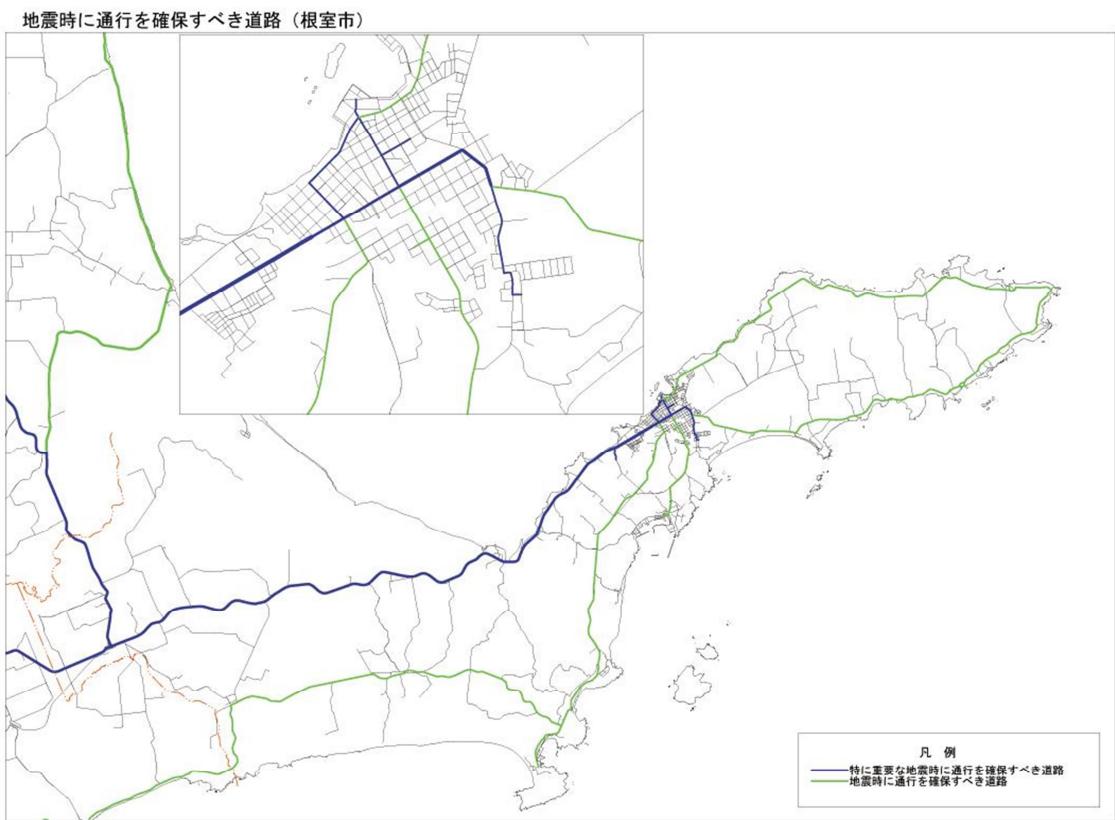
市有建築物については、今後の施設のあり方を検討し、耐震改修、建替え、除却な

ど、総合的な安全対策（必要な耐震化）に努めます。

また、市民が個々に所有する建築物の耐震化の促進に向けて、国、北海道、建築関連事業者と連携しながら、その必要性に関する普及啓発、情報提供など、市民が耐震化に取り組みやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めます。

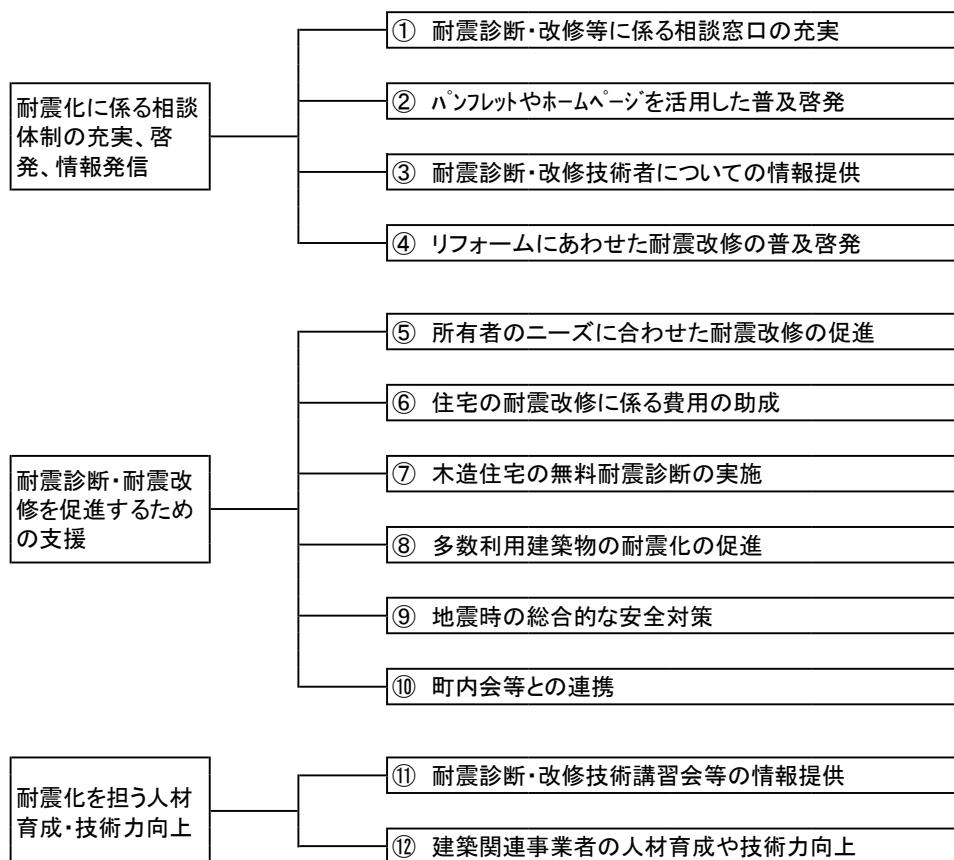
3 地震時に通行を確保すべき道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という。）として位置づけられており、当該道路を北海道耐震改修促進計画においても耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する緊急輸送道路として下図のとおり指定しています。



地震時に通行を確保すべき道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画抜粋）

第5章 住宅・建築物の耐震化の促進に向けた施策



1 耐震診断・改修等に係る相談窓口の充実

住宅や建築物の耐震化を図る第一歩として、市民や建築関連事業者が気軽に相談できる環境整備を行なうことが重要であり、様々な相談に対して的確に対応することが必要となります。

このようなことから、本市では、住宅相談窓口を設置し、住宅に関する一般的な相談のみならず、耐震診断・耐震改修に係る相談など総合的な相談対応ができるような体制の整備を図っています。

また、北海道等が開催する会議等を通じ、関連機関との意見交換を行なうとともに、技術研修等を通じて耐震化の専門的知識を有する職員の育成を図ります。

2 パンフレットやホームページを活用した普及啓発

本市において発生のおそれのある地震や地震による被害の可能性等を伝えることにより、地震に対する防災意識、耐震化の促進に向けた啓発を図ります。

このため、住宅や建築物の耐震化の促進に向けたパンフレットとして、「耐震診断・耐震改修のススメ（国土交通省監修）」や「地震に強い家づくり（北海道）」など、国や北海道、関係団体が発行している一般向け及び特定建築物所有者向けのパンフレット等の窓口配布や市のホームページを通じた普及啓発に努めます。

3 耐震診断・改修技術者についての情報提供

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、市民が安心して耐震診断や耐震改修に取り組める環境をつくることが必要であり、信頼性の高い技術者の情報提供を行なっていくことが重要となっています。

このような観点から、耐震診断及び耐震改修を担う人材の技術力の向上を図るとともに、適切な技術者情報について、北海道と連携し、「耐震診断・耐震改修技術者名簿」をホームページや相談窓口において閲覧できる環境整備を図っています。

4 リフォームにあわせた耐震改修の普及啓発

リフォーム工事や増改築工事の機会に併せて耐震改修を実施することは、費用軽減や防災性能の向上に効果的であることから、耐震性能と断熱性能を同時に向上させる改修方法の考え方やポイントを解説した「住宅の性能向上リフォームマニュアル（地方独立行政法人 北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所）」を活用し、実施するリフォーム工事や増改築工事に合った工法等を紹介することにより、住環境を向上させつつ、耐震性能を確保できるよう、住宅の耐震化の促進に向けた啓発を図ります。

5 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進

耐震改修の促進にあたっては、建築物のライフサイクルや所有者の高齢化など様々な状況を踏まえ、安価な耐震改修工事や高齢者向けリバースモーゲージ※型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の活用や、省エネ改修※やバリアフリー改修と耐震改修を一体的に実施した場合のメリット等に関する情報提供を行うなど、建築関連事業者と連携を図りながら、耐震改修の促進に努めます。

※リバースモーゲージ…自宅を担保にして金融機関からお金を借りる仕組みで、主に高齢者の生活費や介護費の確保を目的とした制度のこと。契約期間中は、基本的に利息のみ支払い、契約者の死亡後に自宅を売却などをし一括返済する。

※省エネ改修…省エネ基準適合住宅又はZEH（ゼッチ：ネットゼロエネルギー・ハウスの略）水準などの高断熱化改修のこと。

6 住宅の耐震改修に係る費用の助成

住宅の耐震化については、第一義的には所有者自らの責任で行なうものですが、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、本市では、耐震改修に要した費用の一部を助成する制度として、平成21年度より「根室市既存住宅耐震改修補助金」を設けておりますが、助成制度の拡充検討を実施し、更なる耐震化の促進のための支援に努めます。

7 木造住宅の無料耐震診断の実施

平成7年1月の阪神・淡路大震災において地震による直接的な死者の約9割が住宅の倒壊によるものであったことから、住宅の耐震化は、地震防災対策のうえで重要な課題であり、耐震診断は、耐震改修の必要性を判断する重要な調査となっています。

しかしながら、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなっていることから、「木造

住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人「日本建築防災協会」）による一般診断プログラムを活用した無料耐震診断を北海道（根室振興局）と連携し、引き続き実施することとします。

8 多数利用建築物の耐震化の促進

学校などをはじめとする市が保有する多数利用建築物については、計画的に耐震化を進めているところではありますが、「根室市公共施設等総合管理計画」等に基づく、施設の状況や将来的な利用方針を踏まえた中で、耐震化に向けた検討を行なうものとします。

また、民間建築物については、所管行政庁である北海道が、特定建築物台帳を活用しながら、耐震化の促進に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行なうことから、北海道と連携を図りながら、その支援に努めます。

9 地震時の総合的な安全対策

これまでの建築物に関する地震被害では、建築物の構造に起因する住宅・建築物の倒壊のほかに、窓ガラス等の落下やブロック塀・屋内の家具の倒壊などの建築物の構造以外に起因する人的被害も多く発生しています。したがって、地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、非構造部材の脱落防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策を推進することが必要です。

(1) ブロック塀の倒壊防止対策

地震により倒壊したブロック塀が道路をふさぎ、避難や救助・消火活動に支障をきたすことになりうることから、こうした被害を防止するために適切な維持管理や安全対策の必要性等について、北海道をはじめ関係機関と連携しながら実施している建築物防災週間パトロールなどを通じ、必要に応じて、所有者等に対し安全対策措置等の情報提供に努めます。

(2) 窓ガラス・天井・外壁等の非構造部材の脱落防止対策

大規模な地震が発生した際には、住宅・建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁タイル、大規模空間の天井など、住宅・建築物の耐震構造にかかわらず、これらの落下等により被害を発生させる危険性があることから、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについては、北海道と連携し、必要に応じて、所有者に対し安全対策等の情報提供に努めます。

また、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策については、国土交通省より出されている技術的助言に基づき、展示場など一定規模以上の施設についても、北海道と連携し、所有者等に対して安全対策措置等の情報提供に努めます。

(3) エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが損傷又は緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害がこれまで発生しています。

こうした被害を防止するため、所有者による定期検査において、地震の初期振動を感じし、最寄り階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」や閉じ込め防止と機能継続性の向上を図る「リスタート運転機能」や「自動運転・仮復旧運転機能」等の導入促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、北海道と連携しながら、安全性の確保についての情報提供に努めます。

(4) 家具の転倒防止対策

住宅・建築物が十分な耐震化がなされていても、家具等の転倒防止策が実施されていない場合は、死傷の原因や避難の妨げにもなることから、家具等の転倒被害を軽減するため、家具の固定方法等の地震時における転倒防止策の取り組みについて、ホームページや相談窓口などでの普及啓発に努めます。

10 町内会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方方が重要であり、町内会等は、地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

このようなことから、建築物の耐震化に関する更なる普及啓発を図るため、町内会や自主防災組織等と連携し、防災出前講座の開催や防災教室、地域防災訓練などの機会を通じ、耐震化に対する意識向上に努めます。

11 耐震診断・改修技術講習会等の情報提供

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行なった詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。

北海道では、道内建築士等の技術の習得や資質の向上を図るために、「耐震改修支援センター」等の協力を得て、耐震診断・改修技術講習会の開催に努めるとしていることから、北海道との連携を図り、市内建築士等へ積極的な受講を促すよう情報提供に努めます。

12 建築関連事業者の人材育成や技術力向上

建築物の耐震性の向上に直接関わる市内の建築関連事業者が、耐震化の必要性を認識し、必要な知識の習得、技術力の向上を図ることは非常に重要です。

特に断熱改修や外壁改修などの工事と併せて耐震改修をすることは、それぞれ単独での実施に比べ、工期短縮やコストの削減につながります。

このような耐震化工法は、地方独立行政法人「北海道立総合研究機構北方建築総合研究所」において開発されており、北海道では、今後も、継続的に研究・技術開発を推進していることから、本市においては、引き続き、北海道をはじめ市内関連団体と連携し、耐震化に係る技術力の向上に関する勉強会の開催に努めます。

第6章 耐震改修促進法等に基づく指導・助言等に関する事項

1 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁である北海道と連携を図りながら、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導・助言等、耐震改修促進法に基づく必要な措置を行い、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に努めます。

2 建築基準法による勧告等

耐震改修促進法の規定に基づく指導等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な措置をとらなかった場合には、所管行政庁である北海道は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法に基づく勧告等を行なうこととなっていることから、北海道と連携を図りながらその対応に努めます。

根室市耐震改修促進計画
(第4次)
令和8年 月

根室市建設水道部建築住宅課